

容器包装リサイクル法の規定に基づく
石川県分別収集促進計画
第10期(令和5年度～9年度)

令和4年8月

石 川 県

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本的な方向	2
3	計画期間	3
4	市町村分別収集計画の策定状況及び分別収集対象品目別実施予定状況	3
5	分別収集の促進に関する事項	5
6	市町等ごとの容器包装廃棄物の排出見込み量	6
7	ガラスびん・その他紙・ペットボトル・その他プラスチック の収集見込み量	7
8	スチール・アルミ・段ボール・紙パックの収集見込み量	14
(参考資料)		
1	計画期間における容器包装廃棄物10品目の収集見込み量	18
2	年度別品目別収集見込み量の推移	19
3	容器包装リサイクル法のスキーム	20

1 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、廃棄物の処理、生物多様性の維持への懸念、地球温暖化など様々であり、こうした問題に対応し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人との共生する社会を構築していくためには、県民、事業者、行政が、それぞれの役割と責務を正しく認識し、協働していく必要がある。

こうしたことから、今後の目指すべきビジョンと各主体のとるべき行動を示した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成16年4月施行）に基づき、平成17年3月に「石川県環境総合計画」を策定し、目標の達成に向けた取組みを進めてきたところである。

当該計画では、テーマの一つとして「循環型社会の形成」を掲げ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から最適生産・最適消費・最少廃棄型の社会へ移行するため、県民、事業者、行政の行動・取組みの方向性を示し、県としての施策を展開していくこととしている。

一方、家庭ごみの中でその約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物に対するリサイクルへの取組みは重要であることから、平成9年度から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が一部施行（平成12年度から完全施行）され、県内でも各市町で分別収集が実施されてきたところである。

また、同法第8条第1項の規定により、今般、市町・一部事務組合において、令和5年度から令和9年度の5カ年を期間（3年ごとに見直しすることとなっており、次回は令和7年度に見直し予定）とする「市町村分別収集計画」を策定されたところである。

これを受け、本県においても、同法第9条第1項の規定により、分別収集の促進を図るため各主体の役割分担等を盛り込んだ「石川県分別収集促進計画」を策定し、分別収集対象品目の収集見込み量等を広く県民、事業者等に示すとともに、収集見込み量の達成等を通じて、資源循環型社会の構築に向けた取組みを推進するものである。

2 計画の基本的な方向

本計画を策定するに当たっては、平成17年3月に策定した「石川県環境総合計画」に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進される循環型社会への転換を目指し、次のとおり基本的方向を示す。

- (1) 県民、事業者及び行政の役割分担と連携
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制
- (3) 容器包装廃棄物の適正処理のための体制の確保
- (4) 関連施設の整備

なお、本計画では、容器包装廃棄物の分別収集対象品目について、以下のように名称を統一して使用するものとする。

各 容 器 包 装 廃 棄 物 の 品 目 名		統 一 名 称	
平成9年度からの対象品目	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	無色のガラス製の容器	無色ガラス※
		茶色のガラス製の容器	茶色ガラス※
		その他のガラス製の容器	その他ガラス※
	主としてプラスチック製容器包装であって、飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物		ペットボトル※
	主として鋼製の容器包装に係る物		スチール
	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物		アルミ
平成12年度からの対象品目	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物		紙パック
	主として段ボール製の容器包装に係る物		段ボール
	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物		その他紙※
平成12年度からの対象品目	主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物		その他プラスチック※

注 1 ※印については再商品化の義務があるもの

2 ガラス製の容器については、3種類を総称して使用する場合は「ガラスびん」とする。

3 計画期間

今回の分別収集促進計画の計画期間は、令和2年度を始期とする5カ年とする。
なお、本計画は、3年ごとに見直しを行うものとする。

- 第1期 : 平成9年度～平成13年度（平成8年度策定）
- 第2期 : 平成12年度～平成16年度（平成11年度策定）
- 第3期 : 平成15年度～平成19年度（平成14年度策定）
- 第4期 : 平成18年度～平成22年度（平成17年度策定）
- 第5期 : 平成20年度～平成24年度（平成19年度策定）
- 第6期 : 平成23年度～平成27年度（平成22年度策定）
- 第7期 : 平成26年度～平成30年度（平成25年度策定）
- 第8期 : 平成29年度～平成33年度（平成28年度策定）
- 第9期 : 令和2年度～令和6年度（令和元年度策定）
- 第10期 : 令和5年度～令和9年度（令和4年度策定）
- 第11期 : 令和8年度～令和12年度（令和7年度策定予定）

4 市町村分別収集計画の策定状況及び分別収集対象品目別実施予定状況

本県では、表1に示す市町・一部事務組合が市町村分別収集計画を策定している。

表1 分別収集計画策定市町・一部事務組合名

市 町 等 名		数
市	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市	10市
町	川北町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	6町
一部事務組合	河北郡市広域事務組合（かほく市、津幡町、内灘町）	1事務組合

合計 16市町・1事務組合（19市町）

表2 分別収集対象品目別実施予定市町数

区 分		第9期 (参考)	第10期					備 考
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
特定 分別 基準 適合 物	無色ガラス	19	19	19	19	19	19	
	茶色ガラス	19	19	19	19	19	19	
	その他ガラス	19	19	19	19	19	19	
	その他紙	14	14	14	14	14	14	
	ペットボトル	19	19	19	19	19	19	
	その他プラスチック	15	15	15	15	15	15	
	うち白色トレイ	0	0	0	0	0	0	
で法 定第 2 条第 6 項	スチール	19	19	19	19	19	19	
	アルミ	19	19	19	19	19	19	
	段ボール	19	19	19	19	19	19	
	紙パック	17	17	17	17	17	17	

※ 特定事業者が再商品化義務を負わないもの

5 分別収集の促進に関する事項

分別収集を促進し、循環型社会を構築するに当たっては、県民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組みを図り、協働して行動していくことが必要である。

このため、「石川県環境総合計画」に基づく県民、事業者、行政の取組みについては、次に示すとおりとする。

(1) 県民の取組み

- ① 買い物時におけるマイバッグの持参
- ② 簡易包装品、長寿命商品、詰替え商品、リサイクルしやすい素材の商品等の購入
- ③ 市町が設定する分別区分に応じた分別排出の徹底
- ④ リサイクルに積極的な事業者の製品やサービスの選択

(2) 事業者の取組み

- ① マイバッグを持参する消費者への支援
- ② 簡易包装品や詰替え商品等の環境にやさしい製品等の販売促進
- ③ 石川県エコ・リサイクル認定製品の申請及び率先利用
- ④ 自ら製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて自主回収の努力
- ⑤ 廃棄物減量化計画の策定と公表

(3) 行政の取組み

- ① マイバッグの普及等県民が実践する3R活動への支援
- ② 事業者に対する廃棄物減量化の取組みの指導・支援
- ③ 容器包装リサイクル法の普及・啓発、容器包装廃棄物の効率的な収集の促進
- ④ 石川県エコ・リサイクル認定製品の認定の促進、環境物品等の購入の促進
- ⑤ 環境保全・産業廃棄物処理施設整備に対する資金融資
- ⑥ 一般廃棄物の排出、処理状況の把握と公表
- ⑦ 適正な処分について、インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動
- ⑧ 「レジ袋等の使い捨てプラスチックの削減に関する協定」を締結し、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進
- ⑨ 容器包装廃棄物に関する情報提供により、市町が分別収集を推進するよう助言

6 市町等ごとの容器包装廃棄物の排出見込み量

各年度における市町等別排出見込み量(法第9条第2項第1号)

(単位:t)

市 町 等 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 沢 市	16,640	16,574	16,532	16,478	16,425
七 尾 市	4,422	4,354	4,287	4,222	4,157
小 松 市	3,421	3,407	3,391	3,376	3,361
輪 島 市	1,970	1,915	1,865	1,816	1,769
珠 洲 市	402	398	394	390	387
加 賀 市	3,345	3,289	3,234	3,179	3,125
羽 咋 市	1,148	1,135	1,121	1,104	1,086
白 山 市	4,191	4,183	4,174	4,166	4,158
能 美 市	2,523	2,488	2,442	2,423	2,424
野々市市	2,194	2,181	2,170	2,158	2,148
川 北 町	286	288	289	291	292
志 賀 町	531	520	509	497	485
宝達志水町	282	278	273	268	261
中能登町	644	637	629	625	619
穴 水 町	192	188	184	182	180
能 登 町	451	442	434	426	418
河 北 郡 市 広域事務組合	8,918	8,901	8,889	8,879	8,871
合 計	51,560	51,178	50,817	50,480	50,164
伸 び 率	1.000	0.993	0.986	0.979	0.973

注 :数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

7 ガラスびん・その他紙・ペットボトル・その他プラスチックの収集見込み量

各年度において得られる特定分別基準適合物毎の市町等収集量(法第9条第2項第2号)

(1)無色ガラス

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自)								
金 沢 市	995	0	992	0	988	0	983	0	978	0
七 尾 市	125	125	123	123	121	121	119	119	117	117
小 松 市	217	0	216	0	215	0	214	0	213	0
輪 島 市	60	60	59	59	57	57	56	56	54	54
珠 洲 市	35	35	35	35	34	34	34	34	34	34
加 賀 市	149	0	146	0	144	0	142	0	140	0
羽 咋 市	45	45	44	44	44	44	43	43	42	42
白 山 市	191	191	190	190	194	194	193	193	197	197
能 美 市	64	1	64	1	64	1	63	1	63	1
野々市市	65	65	65	65	64	64	64	64	64	64
川 北 町	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
志 賀 町	50	50	49	49	48	48	47	47	46	46
宝達志水町	29	29	29	29	28	28	28	28	27	27
中能登町	37	0	36	0	36	0	36	0	36	0
穴 水 町	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
能 登 町	34	34	33	33	33	33	32	32	32	32
河北郡市 広域事務組合	192	0	192	0	191	0	191	0	191	0
合 計	2,315	645	2,299	638	2,288	634	2,272	627	2,259	623

注：(引渡)は指定法人による引取量。(独自)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注：数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(2) 茶色ガラス

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自処理)								
金 沢 市	(合計) 594		(合計) 591		(合計) 589		(合計) 586		(合計) 583	
	0	594	0	591	0	589	0	586	0	583
七 尾 市	(合計) 131		(合計) 129		(合計) 127		(合計) 125		(合計) 123	
	131	0	129	0	127	0	125	0	123	0
小 松 市	(合計) 121		(合計) 121		(合計) 120		(合計) 120		(合計) 119	
	0	121	0	121	0	120	0	120	0	119
輪 島 市	(合計) 66		(合計) 64		(合計) 62		(合計) 60		(合計) 59	
	66	0	64	0	62	0	60	0	59	0
珠 洲 市	(合計) 51		(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49		(合計) 49	
	51	0	50	0	50	0	49	0	49	0
加 賀 市	(合計) 127		(合計) 125		(合計) 123		(合計) 121		(合計) 119	
	0	127	0	125	0	123	0	121	0	119
羽 咋 市	(合計) 49		(合計) 48		(合計) 47		(合計) 47		(合計) 46	
	49	0	48	0	47	0	47	0	46	0
白 山 市	(合計) 131		(合計) 131		(合計) 134		(合計) 134		(合計) 134	
	131	0	131	0	134	0	134	0	134	0
能 美 市	(合計) 43		(合計) 43		(合計) 43		(合計) 43		(合計) 42	
	1	42	1	42	1	42	1	42	1	41
野々市市	(合計) 81		(合計) 80		(合計) 80		(合計) 80		(合計) 79	
	81	0	80	0	80	0	80	0	79	0
川 北 町	(合計) 8									
	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
志 賀 町	(合計) 72		(合計) 70		(合計) 69		(合計) 67		(合計) 66	
	72	0	70	0	69	0	67	0	66	0
宝達志水町	(合計) 29		(合計) 29		(合計) 28		(合計) 28		(合計) 27	
	29	0	29	0	28	0	28	0	27	0
中能登町	(合計) 44		(合計) 43		(合計) 43		(合計) 43		(合計) 42	
	0	44	0	43	0	43	0	43	0	42
穴 水 町	(合計) 24									
	0	24	0	24	0	24	0	24	0	24
能 登 町	(合計) 49		(合計) 48		(合計) 47		(合計) 47		(合計) 46	
	49	0	48	0	47	0	47	0	46	0
河北郡市 広域事務組合	(合計) 141		(合計) 141		(合計) 140		(合計) 140		(合計) 140	
	0	141	0	141	0	140	0	140	0	140
合 計	(合計) 1,761		(合計) 1,745		(合計) 1,734		(合計) 1,721		(合計) 1,705	
	668	1,093	659	1,086	653	1,081	645	1,076	637	1,068

注 : (引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(3) その他ガラス

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自処理)								
金 沢 市	607	0	605	0	602	0	600	0	597	0
七 尾 市	52	0	51	0	50	0	49	0	48	0
小 松 市	81	0	81	0	81	0	80	0	80	0
輪 島 市	30	0	28	0	28	0	28	0	28	0
珠 洲 市	13	0	13	0	13	0	12	0	12	0
加 賀 市	77	0	76	0	75	0	74	0	73	0
羽 咋 市	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
白 山 市	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0
能 美 市	27	26	27	26	27	26	27	26	27	26
野々市市	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
川 北 町	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
志 賀 町	18	0	18	0	17	0	17	0	17	0
宝達志水町	7	0	7	0	7	0	6	0	6	0
中能登町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
穴 水 町	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
能 登 町	15	0	15	0	15	0	14	0	14	0
河北郡市 広域事務組合	74	0	74	0	74	0	74	0	74	0
合 計	1,088	38	1,081	38	1,074	38	1,068	38	1,062	38

注：(引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注：数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(4)その他紙

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自処理)								
金 沢 市	(合計) 331		(合計) 355		(合計) 377		(合計) 400		(合計) 422	
	0	331	0	355	0	377	0	400	0	422
七 尾 市	(合計) 495		(合計) 488		(合計) 480		(合計) 473		(合計) 466	
	0	495	0	488	0	480	0	473	0	466
小 松 市	(合計) 65		(合計) 65		(合計) 65		(合計) 64		(合計) 64	
	0	65	0	65	0	65	0	64	0	64
輪 島 市	(合計) 34		(合計) 33		(合計) 32		(合計) 32		(合計) 31	
	0	34	0	33	0	32	0	32	0	31
珠 洲 市	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加 賀 市	(合計) 171		(合計) 168		(合計) 165		(合計) 162		(合計) 159	
	0	171	0	168	0	165	0	162	0	159
羽 咋 市	(合計) 41		(合計) 40		(合計) 40		(合計) 39		(合計) 39	
	0	41	0	40	0	40	0	39	0	39
白 山 市	(合計) 12									
	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
能 美 市	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野々市市	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川 北 町	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志 賀 町	(合計) 73		(合計) 72		(合計) 70		(合計) 68		(合計) 67	
	0	73	0	72	0	70	0	68	0	67
宝達志水町	(合計) 50		(合計) 49		(合計) 48		(合計) 47		(合計) 46	
	0	50	0	49	0	48	0	47	0	46
中能登町	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴 水 町	(合計) 3									
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
能 登 町	(合計) 0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河北郡市 広域事務組合	(合計) 87									
	0	87	0	87	0	87	0	87	0	87
合 計	(合計) 1,362		(合計) 1,372		(合計) 1,378		(合計) 1,387		(合計) 1,395	
	0	1,362	0	1,372	0	1,378	0	1,387	0	1,395

注 : (引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(5)ペットボトル

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自)								
金 沢 市	(合計) 984		(合計) 979		(合計) 975		(合計) 969		(合計) 965	
	500	484	500	479	500	475	500	469	500	465
七 尾 市	(合計) 56		(合計) 55		(合計) 54		(合計) 53		(合計) 52	
	56	0	55	0	54	0	53	0	52	0
小 松 市	(合計) 135		(合計) 134		(合計) 134		(合計) 133		(合計) 133	
	65	70	65	70	65	69	64	69	64	69
輪 島 市	(合計) 62		(合計) 60		(合計) 59		(合計) 57		(合計) 56	
	0	62	0	60	0	59	0	57	0	56
珠 洲 市	(合計) 50		(合計) 50		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 48	
	0	50	0	50	0	49	0	49	0	48
加 賀 市	(合計) 124		(合計) 122		(合計) 120		(合計) 118		(合計) 116	
	124	0	122	0	120	0	118	0	116	0
羽 咋 市	(合計) 45		(合計) 44		(合計) 44		(合計) 43		(合計) 42	
	45	0	44	0	44	0	43	0	42	0
白 山 市	(合計) 90		(合計) 89		(合計) 89		(合計) 89		(合計) 89	
	0	90	0	89	0	89	0	89	0	89
能 美 市	(合計) 37		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36	
	37	0	37	0	37	0	37	0	36	0
野々市市	(合計) 53		(合計) 53		(合計) 52		(合計) 52		(合計) 52	
	0	53	0	53	0	52	0	52	0	52
川 北 町	(合計) 5									
	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
志 賀 町	(合計) 58		(合計) 57		(合計) 55		(合計) 54		(合計) 53	
	58	0	57	0	55	0	54	0	53	0
宝達志水町	(合計) 27		(合計) 27		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 25	
	27	0	27	0	26	0	26	0	25	0
中能登町	(合計) 14		(合計) 13		(合計) 13		(合計) 12		(合計) 12	
	0	14	0	13	0	13	0	12	0	12
穴 水 町	(合計) 22									
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
能 登 町	(合計) 61		(合計) 60		(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57	
	0	61	0	60	0	59	0	58	0	57
河北郡市 広域事務組合	(合計) 193		(合計) 193		(合計) 193		(合計) 192		(合計) 192	
	0	193	0	193	0	193	0	192	0	192
合 計	(合計) 2,016		(合計) 2,000		(合計) 1,986		(合計) 1,969		(合計) 1,954	
	913	1,103	908	1,092	902	1,084	896	1,073	889	1,066

注 : (引渡)は指定法人による引取量。(独自)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(6) その他プラスチック(白色トレイを含む)

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡)	(独自処理)								
金 沢 市	3,443	0	3,416	0	3,391	0	3,365	0	3,340	0
七 尾 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 松 市	706	571	703	569	700	566	697	564	694	561
輪 島 市	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9
珠 洲 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加 賀 市	298	0	293	0	288	0	283	0	278	0
羽 咋 市	129	0	127	0	126	0	124	0	122	0
白 山 市	628	628	627	627	625	625	624	624	623	623
能 美 市	257	0	257	0	256	0	255	0	254	0
野々市市	222	222	221	221	220	220	218	218	217	217
川 北 町	35	0	36	0	36	0	36	0	36	0
志 賀 町	115	0	113	0	111	0	108	0	105	0
宝達志水町	73	0	71	0	70	0	68	0	67	0
中能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴 水 町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
能 登 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河北郡市 広域事務組合	185	0	185	0	185	0	184	0	184	0
合 計	6,103	1,433	6,061	1,428	6,020	1,423	5,975	1,418	5,931	1,413

注:(引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注:数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(7) 白色トレイ

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(合計)	(引渡 量)								
金 沢 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七 尾 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 松 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輪 島 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
珠 洲 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加 賀 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽 咋 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白 山 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能 美 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野々市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志 賀 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宝達志水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴 水 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能 登 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河北郡市 広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 : (引渡量)は指定法人による引取量。(独自処理量)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

8 スチール・アルミ・段ボール・紙パックの収集見込み量

各年度において得られる市町等別収集量(法第9条第2項第3号)

(1)スチール

(単位:t)

市 町 等 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 沢 市	269	266	263	259	256
七 尾 市	138	136	134	132	130
小 松 市	63	63	62	62	62
輪 島 市	10	10	10	9	9
珠 洲 市	14	14	14	14	14
加 賀 市	35	34	33	32	31
羽 咋 市	11	11	10	10	10
白 山 市	37	37	38	38	40
能 美 市	9	9	9	9	9
野々市市	24	24	24	24	24
川 北 町	1	1	1	1	1
志 賀 町	11	11	10	10	10
宝達志水町	9	9	9	9	8
中能登町	78	77	76	76	75
穴 水 町	4	4	4	4	4
能 登 町	15	14	14	14	14
河 北 郡 市 広域事務組合	70	70	70	70	70
合 計	798	790	782	773	765

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(2)アルミ

(単位:t)

市 町 等 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 沢 市	557	550	544	538	532
七 尾 市	25	25	25	25	25
小 松 市	73	73	73	72	72
輪 島 市	46	45	44	42	41
珠 洲 市	34	34	34	33	33
加 賀 市	64	63	62	61	60
羽 咋 市	15	14	14	14	14
白 山 市	49	49	51	51	51
能 美 市	17	17	17	17	17
野々市市	41	41	41	40	40
川 北 町	4	4	4	4	4
志 賀 町	28	28	27	27	26
宝達志水町	11	11	11	11	11
中能登町	9	9	9	9	9
穴 水 町	11	11	11	11	11
能 登 町	36	35	34	34	33
河 北 郡 市 広域事務組合	104	104	104	104	103
合 計	1,124	1,113	1,104	1,093	1,083

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(3) 段ボール

(単位:t)

市 町 等 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 沢 市	1,065	1,091	1,098	1,104	1,109
七 尾 市	142	140	138	136	134
小 松 市	290	289	287	286	285
輪 島 市	203	198	193	188	183
珠 洲 市	99	98	97	96	95
加 賀 市	244	240	236	232	228
羽 咋 市	83	82	81	80	79
白 山 市	160	160	166	166	165
能 美 市	51	51	51	50	50
野々市市	128	127	126	126	125
川 北 町	8	8	8	8	8
志 賀 町	104	102	100	97	95
宝達志水町	45	44	44	43	42
中能登町	41	40	40	39	39
穴 水 町	114	112	110	108	106
能 登 町	108	106	104	102	100
河 北 郡 市 広域事務組合	461	460	460	459	458
合 計	3,346	3,347	3,338	3,318	3,301

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(4)紙パック

(単位:t)

市 町 等 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金 沢 市	71	76	81	85	89
七 尾 市	0	0	0	0	0
小 松 市	6	6	6	6	6
輪 島 市	6	6	6	5	5
珠 洲 市	2	2	2	2	2
加 賀 市	14	14	14	14	14
羽 咋 市	7	7	7	7	6
白 山 市	5	5	5	5	5
能 美 市	3	3	3	3	3
野々市市	2	2	2	2	2
川 北 町	1	1	1	1	1
志 賀 町	1	1	1	1	1
宝達志水町	2	2	2	2	2
中能登町	0	0	0	0	0
穴 水 町	4	4	4	4	4
能 登 町	2	2	2	2	2
河 北 郡 市 広域事務組合	28	28	28	28	28
合 計	154	159	164	167	170

注 : 数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

参考資料 1

計画期間における容器包装廃棄物10品目の収集見込み量

(単位:t)

市町等名	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
金 沢 市	(合計) 8,916		(合計) 8,921		(合計) 8,908		(合計) 8,889		(合計) 8,871	
	4,550	4,366	4,521	4,400	4,493	4,415	4,465	4,424	4,437	4,434
七 尾 市	(合計) 1,164		(合計) 1,147		(合計) 1,129		(合計) 1,112		(合計) 1,095	
	364	800	358	789	352	777	346	766	340	755
小 松 市	(合計) 1,757		(合計) 1,750		(合計) 1,742		(合計) 1,734		(合計) 1,726	
	282	1,476	280	1,469	279	1,463	278	1,456	276	1,450
輪 島 市	(合計) 527		(合計) 513		(合計) 501		(合計) 487		(合計) 475	
	156	371	151	362	147	354	144	343	141	334
珠 洲 市	(合計) 298		(合計) 295		(合計) 292		(合計) 289		(合計) 286	
	99	199	98	197	97	195	96	193	95	192
加 賀 市	(合計) 1,303		(合計) 1,281		(合計) 1,260		(合計) 1,239		(合計) 1,218	
	499	804	491	790	483	777	475	764	467	751
羽 咋 市	(合計) 442		(合計) 434		(合計) 430		(合計) 424		(合計) 417	
	285	157	280	154	278	152	274	150	269	148
白 山 市	(合計) 1,338		(合計) 1,335		(合計) 1,349		(合計) 1,347		(合計) 1,350	
	357	981	357	979	363	987	362	985	365	985
能 美 市	(合計) 508		(合計) 508		(合計) 507		(合計) 504		(合計) 501	
	297	211	297	211	296	211	295	209	293	208
野々市市	(合計) 627		(合計) 623		(合計) 620		(合計) 616		(合計) 613	
	157	470	156	467	155	465	154	462	154	460
川 北 町	(合計) 76		(合計) 77		(合計) 77		(合計) 77		(合計) 77	
	58	18	59	18	59	18	59	18	59	18
志 賀 町	(合計) 530		(合計) 521		(合計) 508		(合計) 496		(合計) 486	
	313	217	307	214	300	208	293	203	287	199
宝達志水町	(合計) 282		(合計) 278		(合計) 273		(合計) 268		(合計) 261	
	165	117	163	115	159	114	156	112	152	109
中能登町	(合計) 235		(合計) 230		(合計) 229		(合計) 227		(合計) 225	
	0	235	0	230	0	229	0	227	0	225
穴 水 町	(合計) 209		(合計) 207		(合計) 205		(合計) 203		(合計) 201	
	8	201	8	199	8	197	8	195	8	193
能 登 町	(合計) 319		(合計) 314		(合計) 308		(合計) 302		(合計) 296	
	98	221	97	217	95	213	93	209	91	205
河北郡市 広域事務組合	(合計) 1,536		(合計) 1,533		(合計) 1,531		(合計) 1,529		(合計) 1,527	
	259	1,277	259	1,274	258	1,272	258	1,271	258	1,269
合 計	(合計) 20,067		(合計) 19,966		(合計) 19,868		(合計) 19,743		(合計) 19,626	
	7,946	12,121	7,880	12,086	7,821	12,047	7,755	11,988	7,692	11,934

注：(引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注：数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

参考資料 2

年度別品目別収集見込み量の推移

(単位:t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
無色ガラス	(合計)									
	2,315		2,299		2,288		2,272		2,259	
	(引渡)	(独自処理)								
	645	1,670	638	1,661	634	1,654	627	1,645	623	1,637
茶色ガラス	(合計)									
	1,761		1,745		1,734		1,721		1,705	
	(引渡)	(独自処理)								
	668	1,093	659	1,086	653	1,081	645	1,076	637	1,068
その他ガラス	(合計)									
	1,088		1,081		1,074		1,068		1,062	
	(引渡)	(独自処理)								
	1,050	38	1,043	38	1,036	38	1,030	38	1,024	38
その他紙	(合計)									
	1,362		1,372		1,378		1,387		1,395	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	1,362	0	1,372	0	1,378	0	1,387	0	1,395
ペットボトル	(合計)									
	2,016		2,000		1,986		1,969		1,954	
	(引渡)	(独自処理)								
	913	1,103	908	1,092	902	1,084	896	1,073	889	1,066
その他プラスチック	(合計)									
	6,103		6,061		6,020		5,975		5,931	
	(引渡)	(独自処理)								
	4,670	1,433	4,632	1,428	4,597	1,423	4,557	1,418	4,519	1,413
うち 白色トレイ	(合計)									
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スチール缶	798		790		782		773		765	
アルミ缶	1,124		1,113		1,104		1,093		1,083	
段ボール	3,346		3,347		3,338		3,318		3,301	
紙パック	154		159		164		167		170	
合 計	(合計)									
	20,067		19,966		19,868		19,743		19,626	
	(引渡)	(独自処理)								
	7,946	12,121	7,880	12,086	7,821	12,047	7,755	11,988	7,692	11,934

注：(引渡)は指定法人による引取量。(独自処理)は指定法人による引取ではなく、市町等が独自に処理を行う予定量を示す。

注：数値は四捨五入してあるため、各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

参考資料 3 容器包装リサイクル法のスキーム

○役割分担

- ・国（基本方針、再商品化計画の策定）
- ・都道府県（分別収集促進計画の策定、市町村等への技術的支援）
- ・市町村（分別収集計画の策定、分別収集の実施）
- ・消費者（分別排出）
- ・事業者（再商品化）

○分別収集対象品目

- ・ガラスびん（無色、茶色、その他）、ペットボトル
- ・スチール、アルミ、紙パック（平成9年4月施行）
- ・段ボール、紙パック以外の紙製容器包装
- ・ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（平成12年4月施行）

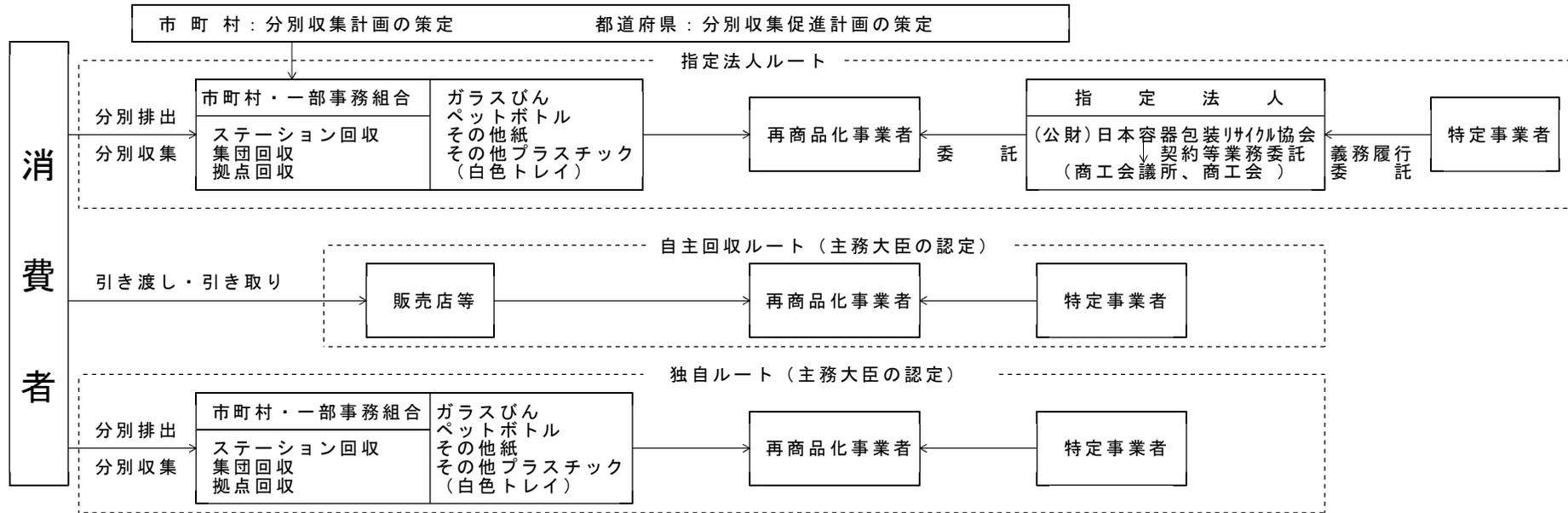
○再商品化対象品目

- ・ガラスびん（無色、茶色、その他）、ペットボトル（平成9年4月施行）
- ・紙パック以外の紙製容器包装
- ・ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（平成12年4月施行）

○特定事業者：再商品化を義務付けられる事業者（輸入事業者も含む。）

- ・特定容器利用事業者：商品に特定容器を用いる事業者（飲料メーカー、ドリンク剤メーカー等）
- ・特定容器製造等事業者：特定容器を製造する事業者（びん、ペットボトル、紙箱・袋メーカー等）
- ・特定包装利用事業者：商品に特定包装（包装紙、ラップ類等）を用いる事業者（デパート、スーパー、一般小売店等）

ただし、①一定規模以下の小規模事業者は適用除外
②中小企業については、平成12年3月から適用



石川県分別収集促進計画
第10期(令和5年度～令和9年度)
令和4年8月発行

石川県生活環境部資源循環推進課
資源循環グループ
〒920-8580 金沢市鞍月一丁目一番地
TEL 076-225-1849



石川県リサイクルシンボルマーク